

農用地利用集積等促進計画（借入）

（借入）

1 各筆明細	整理番号		市町村名	江別市
農地中間管理権の設定を受ける者（甲）	住 所	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23		
	氏名又は名称	公益財団法人 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和		
農地中間管理権を設定する者（乙）	住 所	江別市篠津552番地の121		
	氏名又は名称	高橋 正行 （共有持分2分の1）		

農 地 中 間 管 理 権 を 設 定 す る 土 地					設定する農地中間管理権	
所 在	地 番	現況地目	面 積 (㎡)	権利の 種類	内 容	
江別市篠津	552-17	畑	1,986.00	賃借権	☐ 田 ☒ 畑 ☐ 採草放牧地 ☐ 農業施設用地	
以下余白						
計	1筆		1,986.00			

設 定 す る 農 地 中 間 管 理 権				農地中間管理権の設定に係る当事者間の法律関係
始 期	（存続期間） 終 期	借 賃 （円）	借賃の支払方法	
令和 9 年 1 月 4 日	令和28年 11 月 30 日（20年）	20,000	毎年12月20日までに 指定口座へ振込 （令和9年から 令和28年まで）	賃貸借

農地中間管理権を設定する土地の（乙）以外の権原者等				備 考
住 所	氏名及び名称	権原の種類	地 番	
				管理料 ー 円

（この計画に同意する）

1. 農地中間管理権の設定を受ける者（甲）

住所、氏名 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23
公益財団法人 北海道農業公社
理事長 小田原 輝和
2. 農地中間管理権を設定する者（乙）

住所、氏名 江別市篠津552番地の121
高橋 正行 （共有持分2分の1）
3. 農地中間管理権を設定する者以外の
の者で農地中間管理権を設定する
土地につき、所有権、その他の使用
収益権を有する者

住所、氏名

(借入) - 年払

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地の農地中間管理権は本計画の公告により設定される。

(2) 借賃の支払猶予

農地中間管理権を設定する者（以下「乙」という。）は、農地中間管理権の設定を受ける者（以下「甲」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日まで、その支払を猶予する。

(3) 賃貸人の負担

乙は、1の各筆明細に記載された借賃の支払方法により、借賃の支払を受ける場合は、本計画を実行するため管理料として各筆明細に定める額を負担するものとし、この管理料は乙に支払われる額から差し引くことに同意する。

(4) 借賃及び管理料の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲及び乙が協議して定める額に改訂するものとし、管理料の額は、改訂された借賃から算出するものとする。

(5) 借賃の減額

ア 農地中間管理権の目的物（以下「目的物」という。）が土地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により不相当となったときは、甲は乙に対し、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

なお、転借人から借賃の減額請求があった場合についても同様の扱いとする。

イ 甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(6) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める農地中間管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。

(7) 転貸

甲は目的物を第三者に転貸して当該転借人に使用、収益させることができる。なお、乙は、当該転借人及び転貸の内容について甲に一任するものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は、甲及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するとき、又は乙において修繕することができない場合で乙の同意があったときは、甲が修繕し、又は転借人に修繕させることができる。この場合において甲又は転借人が修繕の費用を支出したときは、乙に対してその償還を請求することができる。

イ 甲は、乙の同意を得て転借人に目的物の改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

(9) 附属物の設置等

ア 甲は、転借人が行う果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置及び収去、並びに修繕について、一切の義務を負わない。

イ 附属物の取扱いについて、乙及び転借人が協議のうえ、書面により確認することとする。

(10) 租税公課の負担

ア 目的物に対する固定資産税、その他租税は乙が負担する。

イ 目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、甲が転借人に負担させる。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金等については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(11) 目的物の返還

ア 農地中間管理権の存続期間が満了したときは、甲はその満了の日から30日以内に乙に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更、若しくは目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、甲は原状回復の義務を負わない。

イ 甲は、目的物の改良のために支出した有益費についてはその返還時に増加額が現存している場合に限り、乙

の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については増加額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において、甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

エ 甲は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(12) 農地中間管理権の解除

甲は、次のいずれかに該当するときは、北海道知事の承認（権限移譲を受けた市町村にあつては、市町村長の承認）を得て、甲が取得した農地中間管理権を解除することができる。

ア 相当の期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込がないと認められるとき。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(13) 農地中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される農地中間管理権に関する事項は変更しないものとする。

ただし、甲、乙及び北海道知事（権限移譲を受けた市町村にあつては市町村長）が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

(14) 農地中間管理権取得者の責務

甲は転借人に対し、この本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

農地中間管理権が15年以上の期間で設定されている目的物については、土地改良法（昭和29年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(16) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定める。